

○議長（吉田敏郎）

日程第２ 議案第５２号 工事請負変更契約の締結について（開成町庁舎解体及び跡地整備工事）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町庁舎解体及び跡地整備工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案をいたします。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

議案第５２号 工事請負契約の締結について。

開成町庁舎解体及び跡地整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

１、契約の目的、開成町庁舎解体及び跡地整備工事。

２、契約金額、一金、２億２７８万２，８００円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税）１，８４３万４，８００円。

３、契約工期、令和２年７月３１日から令和３年６月３０日まで。

４、契約の相手方、神奈川県横浜市中区長者町六丁目９６番地２、大成建設株式会社、横浜支店、常務執行役員支店長、江島明。

令和２年１０月２８日提出、開成町長、府川裕一。

今回の変更契約の理由及び経緯について、御説明させていただきたいと思います。

今回、契約変更の主な理由でございますけれども、旧庁舎のアスベスト含有箇所の増加、及びアスベスト撤去費用等の増加のため、工事請負契約の変更をさせていただきたいものでございます。

経緯について、御説明させていただきたいと思います。令和２年２月に、アスベスト含有建材分析調査を実施いたしました。その結果として、旧庁舎に、９検体と、各種団体施設倉庫で５検体の計１４検体のアスベストの含有が確認されてございます。ただし、旧庁舎は、開庁中であつたため、その後の使用に影響が出るものは、アスベストの詳細な調査はできないものと判断し、調査を見逃した箇所がございます。具体的には、漏水の可能性があるとされた、配管ガスケット、ダクトパッキン、キャンバス等になりますが、議場の天井や壁、屋上の防水シートのように、使用された年代及び面積が確定できるものについては、令和２年度、当初予算に計上したとおりでございます。また、今年度、解体工事を施工するに当たりまして、２月に実施した事前調査結果を、解体工事の受注者である大成建設に、大気汚染防止法第１８条の１７、第２項に基づき情報提供したところでございます。

その後、大成建設では、アスベスト含有場所を把握するとともに、過去の社内施工実績を踏まえた独自調査と、1回目の調査で除外した箇所を含めて、事前調査を実施してございます。その結果、旧庁舎から8検体が検出されてございます。具体的には、旧庁舎の1階、2階のモルタルの内壁と廊下、ダクトパッキン等から検出されてございます。この結果により、アスベストの除去費等が追加となり、ここで変更契約をし、適正に対処させていただきたいと考えてございます。

また、内壁、モルタル状況、ダクト撤去、アスベスト除去に時間を要するため、工期を3か月間延伸する必要性が生じました。工期を変更させていただきたいと思います。

契約変更、工期の変更等で、町民の皆様に変御迷惑をおかけしますが、アスベストの飛散防止に十分留意し、安全対策、健康被害防止対策を万全にし、解体工事を遂行したいと考えてございます。

また、このような状況となったことから、町民周知に関しましては、ホームページ等、おしらせ版で周知したいと考えてございます。

新庁舎へのアクセス、景観等を1日でも早く改善していきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案のほうの資料を御覧いただき、2ページ目になります。

開成町庁舎解体及び跡地整備工事に伴う変更内容でございます。

1、事業概要、事業名が、開成町庁舎解体及び跡地整備工事。

契約工期ですけれども、当初、令和2年7月31日から令和3年3月29日まで。変更、令和2年7月31日から令和3年6月30日まででございます。

2番の契約金額変更理由内容等でございます。

1つ目が、アスベストの追加調査費、208万円。2つ目に、アスベストの除去費、2,375万円、3、フロン・残油回収処分費、92万8,000円。4、地下埋戻し水抜き対策費、150万円。5、経費、3,169万円。

3の契約変更理由でございます。大気汚染防止法を遵守するために当初設計に含まれていなかった箇所のアスベスト調査及び含有建材増加に伴う撤去費用を適切に実施するためでございます。

4、事業費についてでございます。当初契約額、1億3,684万円、増額分、税抜きになります。5,994万8,000円、消費税599万4,800円、増額分6,594万2,800円、変更契約額、2億278万2,800円になります。

本日、別添ということで、資料をつけさせていただいてございます。すみませんけれども、資料を御覧いただきたいと思います。資料1になります。こちらは庁舎解体及び跡地整備工事内訳書になります。

今回、庁舎解体工事変更額で、6,594万2,800円追加させていただきたいと思いますので、変更後の額になりますけれども、1億3,798万5,360円、跡地整備は、これからになりますので、そのままでございます。

計で2億278万2,800円という工事内訳になります。

資料2になります。こちらは環境省が出されている資料の抜粋でございます。こち

らは「改正大気汚染防止法」は、平成２６年６月に施行されてございます。こちらの内容で、二つ目の●になりますけれども、新しい手続の流れというところで、発注者、元請業者という欄がございまして、元請業者が、こちら工事請負契約を締結して、元請業者、大成建設になりますけれども、事前に調査をします。うちのほうとしては、情報提供を行うというものでございます。それで事前調査した結果を、発注者への説明ということで、うちのほうに流れてきます。それに基づいて、変更契約をして、作業開始という、こちらの手続の流れが記載されてございます。こちらは平成２６年６月に施行された、改正大気汚染防止法でございまして。

続きまして、資料３になります。こちらはアスベストの暴露防止対策ということで、こちらは手順になりますけれども、準備作業、除去作業、養生撤去・隔離となつてございます。こちらは写真にもございますように、このような体制で行っているというものでございます。こちらに関しまして、暴露をしないために、防止するために、手順を踏んで行うという、参考的なお話でございまして。

一応説明的には以上でございまして、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

４番、湯川議員、どうぞ。

○４番（湯川洋治）

４番、湯川でございまして。契約金額の変更理由等の内容等について、これから質問させていただきます。

アスベストの追加調査に２０８万円が計上されておりますけれども、このアスベストの追加調査費というのは、もう既に調査をしたから、こういう工事ができているんだというふうに読み取れるのですけれども、そうではなくて、まだこれからやるのであれば、追加調査をした結果、また、金額が増えるのかどうか、その辺を質問させていただきます。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。こちらアスベストの追加調査費ということで、２０８万円計上させていただいております。こちらは先ほど申したとおり、事前調査というところで、大成建設さんのほうが行わなければいけないといったこととございまして。こちらは調査的には行っているというところでございまして。

すみません。追加もあるというところでございまして。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

４番、湯川議員。

○４番（湯川洋治）

調査をしたから、こういう工事費の積算をして、これだけの費用がかかりますよと

いうふうに読み取れるのですけれども、まだ、これから調査をするのであれば、その結果、またまた経費が増える可能性もあるわけではないですか。そうではなくて、町側として、大成建設とともに、この調査をした結果、こういう積算結果になりますよということによろしいのですかと、聞いているのです。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきます。今回の追加調査で、この調査を行って、このアスベストが発見されたというところでございます。また、改めて追加調査をするようであれば、また追加調査費ということで、新たに出てくると思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

いわゆる事務局のほうから、アスベスト調査の結果、平成17年と令和2年度の調査結果というのは、資料としていただいているのです。もし調査が必要あるのであれば、全員協議会の時に、この調査結果というものを出すべきなのですよ。全協で、10分足らずの時間で、ペラ1枚で、これだけの金額を直すというのは、これはちょっと私、失礼だと思いますよ。我々は通常議会を持っているわけですから、通年議会なので、最初に調査をするのであれば、調査結果を先に出して、これだけかかるのですけれども、ということで審議をして、それから、改めて、その結果に基づいて随時会議を開いて、こうです、というのが筋ではないのですか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。湯川議員の申している、ごもっともだと思います。うちのほうも、情報提供が足りなかったというのは、間違いはないのかと思ってございます。今後は、このアスベストに関して、情報が入り次第、皆様方に、報告させていただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。今回の契約変更、1億3,600万円に対して、2億円超えということで、全体としては、約1.5倍になってしまったと。これは7月に入札があって、約3か月でこうなってしまった。アスベストが出てしまったから、しょうがないではないかという話がありますが、今回の解体と、それから跡地利用の散策道みたい

なのをつくるというのは、当初、プロポーザルの中で、提案型で入札を行ったと。当初のアスベストの調査情報も、きちんと大成さんのところに渡してあるという中で、こういう変更になってしまったというのは、普通に考えて、何か変ではないかと思うのが一般的な方ではないかと思うのです。その時に、今回いろいろ話を聞きますと結果的には、旧庁舎の1階、2階の事務所の内壁の調査ができていなかったのも、この部分が一番多かったと聞きます。

昨年の12月の議会で、佐々木議員の質問に対する答弁の中で、当時の財務課長が、こういう答弁をされています。

アスベストの調査に関して、少し端折りますけれども、近隣で大きな建物、公的施設で解体があったと。一度契約したのだが、その後にアスベストの量が物すごく多くなってしまったので、大変高額な契約変更をしたと。

私のほうでは、開成町では、まず、これを避けなければいけないと。契約行為でありますから、事業執行、入札、仮契約、契約、はじめ、調査に入って、結果が出て、それであると。今、契約している金額ではなくて、あとこれだけ追加がかかりますというようなことになると、非常に時間がかかってしまうと。だからしっかり調査を、法的調査をして、アスベストはもうこれだけある、間違いないです。だから、発注段階から、しっかりそれを理解した上で入札してくださいというような答弁がありました。これはきちんと町側が、やはりそういう大幅な契約変更にならないように、しっかりと対応しようとしていたと、私はこの答弁を読ませていただいて、感じました。

ではなぜ、2月の調査の時に、内壁調査をしなかったのか。事務所が開いていましたのでという言い方をしますけれども、果たしてそれだけで、ではやらなくてよかったのか。結果として。やはり一番そこが大きくなってしまったわけですが、例えば、普通の家で考えても、何かその家に問題がありそうだとした時に、天井を調べて、外壁を調べて、屋根を調べて、床を調べて、トイレを調べて、洗面所を調べたのに、内壁を調べないことはありますか。それは多分ないですよ。そう考えると、内壁に対して、どういうふうに考えていたか分かりませんが、まず内壁のモルタルに関して、アスベストが含まれているかどうかというのは、一般的にインターネットを調べても、壁のモルタルに含まれているかどうかなんて、僕らが調べてもすぐ出てきます。昔は含まれていましたよと。

では、例えば、役場なので、昭和45年に建てた設計図面、これは当然、役場内に残っていると思います。これを調べれば、内壁に何を使っていたか。何のモルタルを使っていたか、これは分かるのではないかと思います。ですから、なぜそこで2月の段階で内壁の調査をしなかったのか。これは12月の答弁と大きな違いがあると思うのですが、どう考えているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、財務課主幹のほうから、回答させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課主幹。

○財務課主幹（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。当時、令和２年に調査をさせていただいた会社さんの資格に関しては、しっかりとした調査会社さんを入札で選んでおります。その会社さんと協議をした中で、そのモルタルが、当初の図面というところから判明したかと言われれば、記載の中では、モルタルの仕上げという形では記載はあったかと思いますが、何の成分が使われていたかまでは記載はありませんでした。

その専門会社さんからすれば、そこに含まれている可能性というのは、今までの中で一般の御家庭ではないビルの中では、多く使われているということが、実績としては持たれていなかったと思いますので、その部分の調査はされなかったというところになります。

○議長（吉田敏郎）

３番、武井議員。

○３番（武井正広）

簡単に答弁をいただいたのですけれども、ただ、それだけで調査しなくてよかったのか。結果として、これだけ、１．５倍になるぐらいの金額になったわけですね。ではなぜ、当初予算の中で、約２億５，０００万円ほどの予算枠が取ってあったのかと考えると、あらかじめ想定されていたのは、こういうふうになるのではないかというふうに思っていたのではないかというふうにさえ思うわけです。だから、今回、補正予算で追加ではなく、契約変更という形を取られたと思うのですけれども、もしそういったことを考えますと、ちょっとやはり甘かったのかなと。１２月できちんと財務課長が答弁されていながら、やはりこういった対応は、甘かったのかなと思います。

では、今１点お聞きするのは、なぜ当初予算で、約２億５，０００万円の予算を想定されていたのですか。７月の入札では、１億３，６００万円だったわけですから、約１億円近くそこに余裕があったわけですが、これはこういったアスベストということを想定していたのではないのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。庁舎の解体工事なのですけれども、予算的には、１億５，０００万円を計上させていただいております。この１億５，０００万円をアスベスト、外壁ですね。外壁もあるのではないかとこのところで、予算的には、外壁も含んだ金額で、１億５，０００万円を取らせていただいたというところがございます。その内訳等では、この中では考えてはいなかったというものでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3 番、武井議員。

○3 番（武井正広）

内壁ではなく、外壁を想定していたから、この金額になったのだということですが、結果的には、外壁ではなくて、内壁がこれだけ出てしまったと。やはりプロポーザルから始まった中で、これで1.5 倍になってしまって、工期が3 か月も伸びてしまうと。結局、結果としては、2 月にしっかりした調査をしなかったから、していれば、そのまま大成さんに情報提供をして、それをベースに、プロポーザルで金額が出て、そして工期内に終わった可能性が高いということを考えると、結果的には、当初の入札金額よりも6,500 万円を増額して、なおかつ、工期も3 か月延びてしまったわけですから、税金も余計に支出してしまったのではないかと、工期が延びれば。ということは、工期が延びていけば、その間旧庁舎があるのだから、町民の方にも不便をかけなければいけないということを考えると、私としては今回は、結果として庁舎を壊して安全にアスベストを除去する、そして跡地を造るということは、必要であると考えます。しかし、今回の町の流れ、プロセスを見てみると、私は納得できないと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、武井議員が言われた部分もちろんあると思います。我々は、結果責任をきちんと、責任として取らなければいけないので、結果的に工期が延びたことや、金額的に少し税金を使う部分が増えてしまった部分は結果的にできたということは、これはもちろん我々の手順のやり方も含めて、どこかで問題があったからこういう結果になったということで、その点においては、きちんとおわびをしなければいけないなというふうに思っていますので、申し訳ないと思います。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

1 番、下山議員。

○1 番（下山千津子）

1 番、下山千津子でございます。資料の2 で、契約金額変更事由内容などの、5 番の経費が、3,169 万円で提示をしてございますが、増額の6,000 万円のうちの半分以上が経費となっております。このような金額が算出された内訳の説明をお聞きしたいと存じます。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。内訳ということでございます。こちら経費として3,169 万円計上させていただいております。その中に共通費と

いうものがございます。共通費、中身は警備員さんの3か月の延長分と、光熱水費とか、工事設備等ございますけれども、合計金額が580万円ほどになります。

2つ目が、現場管理費になります。こちらは現場の労務管理費でございます。こちらが1,600万円ほどになります。一般管理費として、その他、契約保証、租税公課等で330万円ほどございます。合計で、あと直接工事費で、623万1,000円が加算されてございますので、直接工事費の変更分ですね。あと共通費、現場管理費、一般管理費で、3,169万円を計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

今、お聞きしたのですが、現場管理費というのは、私も考えられたのですが、ちょっと金額をもう一度教えていただけますか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

すみませんでした。現場管理費、1,600万円ほどになります。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

1番、下山でございます。もう1つ、申し訳ございませんが、3,300万円というのは。330万円。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

330万円ほどになります。すみません。一般管理費で330万円ほどになります。先ほど現場管理費が1,600万円ほどになります。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。1番、下山議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

了解いたしました。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。最初の課長の御説明の中で、契約変更理由といたしまして、大気汚染防止法を遵守するため云々という形で御説明があったわけでございます。また、先ほどの本日の資料提供の中の、手続はどのように変更するのかと

いう資料２におきましても、改正大気汚染防止法の平成２６年６月に施行されたものを明示しながら、御説明をいただいたわけでございます。本年、改正大気汚染防止法が、５月２９日に一部改正がなされておる現状があるわけでございますが、その関係で、今回の事業費の変更に、何らかの関わりがあったかどうか、レベル３という部分での規制の対象が拡充になったというような改正だというふうに聞いてございますが、その辺につきまして、御答弁をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、令和３年４月から、大気汚染防止法は改正されるものでございます。

今回のこちらの変更の内容の先ほど言ったレベル３の話は、今回は該当はございませんので、こちらの令和３年以降のほうには該当しないというものでございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

１１番、前田議員。

○１１番（前田せつよ）

確認でございます。本日の資料提供の中に、レベル３につきまして、非飛散性アスベスト撤去作業という形のもので書いてございますが、この規制対象によって、今後、先ほど同僚議員が申されていたような形で、もしかしたら、今後、追加の変更、増額の案件にも関わるようなことは、何ら影響がないという理解で、本日はよろしいのかどうか、確認でこの質問で終わりにさせていただきたいと存じます。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。特に影響はございません。こちらは令和３年４月から改正になりますので、その前に、というところで、影響はないと思います。

○議長（吉田敏郎）

ほかによろしいですか。ほかに質疑ございますか。

１０番、井上慎司議員、どうぞ。

○１０番（井上慎司）

１０番井上慎司です。今回、開成町としては、大気汚染防止法の枠の中で、初めて大規模なアスベストを含む建物の解体工事であったかと思えます。そんな中で、今回の当初の契約額から契約変更後の額に至っても、当初の予算額は、大きくは、予算額を上回ることはないのですが、今後工事を進めていく中で、解体が進んで、新たにアスベストへの対応が求められる形になった時に、同様な追加工事額が発生したら、当初予算額を上回る形になるかとは思います。

そこでちょっとお聞きしたいのですが、今後、工事が進む中で、やはり想定外のアスベストが出てくる可能性というものはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。可能性ということでございますけれども、今後解体していくに当たりまして、大成建設さんのほうも留意して行っていると思いますけれども、隠れた箇所、そういうところに、もしかしたらある可能性はないとは言えないと思います。現時点では、分からないというのが正直なところでございます。あれば大変申し訳ないのですが、こちらで変更をさせていただければと考えてございます。現時点では、分からないというのが回答でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

可能性はあるという御答弁をいただきました。今回、やはり今回の契約変更も想定外という部分が大変大きいかと思いますが、今後、今回の工事のプロセスを踏まえて、何らかのアスベストの対策というものをじっくり検証していかなければいけないと思っております。

今後予定されている文命中学校の改修工事、また、町民センターの改修工事におきましても、アスベストに関わる部分というものが大きく関わってくるかと思っておりますので、今後の検証の作業というものに関しては、何か御検討されている部分があるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

ちょっと想定外の質問ですが、よろしいですか。

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、具体的なお話になりますので、大変申し訳ないのですが、財務課主幹のほうから回答させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課主幹。

○財務課主幹（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。当然、今後、解体をしたり、改修をしたりする箇所につきましては、アスベスト調査は必ず実施した上で施工していただくというところには考えているところでございます。やはり平成17年、令和2年に調査をした結果だけではなく、やはり見えない箇所にも、当然使われている箇所、当然あると認識はしておりますので、しっかりと対策を取った上で、改修工事等は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

6 番、星野議員。

○6 番（星野洋一）

6 番、星野洋一です。最初の 2 月の調査の時には、職員の方がお仕事されているとか、そういうところはなかなかできないよ、そういう話で、そこは調査しなかった。でも、いろいろなところでは出るかもしれないというのは多分認識されていたと思うのですよね。大成さんと、前回のところの契約した時に、大成建設さんが、もう一回調査して、多分予算が増えるかもしれない。町はそういうところの認識、まず増えるかもしれないよという認識を、いつ頃これ持たれたのですか。結構前から持っていたのか。それとも、そこの最初の時に契約した時には、まだ知らなかったのか。その辺のところを、どこで認識したか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

すみません。それでは、時系列を整理しながら、お話を差し上げたいと思います。まず、先ほどの武井議員さんの御質問にもありましたけれども、当初予算を積み上げて組むのは、年内 1 2 月ぐらいまでには組み上げて、1 月の町長査定で最終決定をして予算を組みます。ですから、この部分では、2 月の調査の結果は、もちろん反映できていないということになります。それで外壁にももし含まれていたらということで、1 億 5, 0 0 0 万円ほどの予算を取らせていただいたという流れでございます。

2 月の調査の結果、外壁には含まれていなかったということで、そこの部分は安心というか、そうすると、内壁とか、調査できてはいない場所もありましたけれども、それほどはないだろうという話の中で、そのまま進めていって、7 月の当初の契約に至ったということでございます。契約を受注した大成建設のほうでは、やはり法に基づいて、大成さん側でも、調査されていない部分とか、気になる部分とかを工事を進めながら調査をしたところ、やはり内壁にも含まれていた。そのほかにも、これだけの箇所が含まれていたということで、今般、この金額になっているということで、今、星野議員の質問にありました、どの時点で、もしかしたらほかにも出てくるかもしれないというのは、最初から言っただけですけれども、契約した時点から、これほど大きなというのは、想定していたかというところ、そこまではしていなかったのですけれども、当然、壊していかなければ見えないところもございます。例えば、床下とか、そういう部分は剥がしてみないと分からないという部分もありますので、当然、そういう部分は出てくる可能性はあるだろうということは思っていましたけれども、内壁については、やはり想定外だったと、ないだろうという判断をしていたのが、あったということで、今回の変更では、ここまできてしまったということでございます。

先ほど、財務課長が申し上げたとおり、今後、全部が全部出切ったかということ、な

かなかやはりそこまでは言えないということで、この先、工事がさらに進んでいったときに、やはり地下を探っていったら、やはりアスベストが含まれていたよというところが、可能性としてはゼロではないということで、最初の話に戻りますけれども、アスベストがほかにもあるかもしれないという思っていたかというのは、最初の契約の時点では、全くゼロということはないというのは、認識はあったというお答えになります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。多少は認識していた。予想外に結構増えてしまったということなのですね。実際に、今回、皆さんが指摘されるのは、あまりにも説明がされてない。こんなに増えてしまうよということを、最初から契約の時に、もしかしたらという、ある程度説明があれば、また、皆さん認識が違っていたと思うのですけれども、3か月たって、こんなに急に増えますという、なかなか説明されても、納得ができないというのが、かなり強いというのが現実で、実際には、早急にやらなくてはいけないのは当たり前なので、これはしょうがないかなということもあるのですけれども、その辺のところ、もうちょっと説明みたいなものをしっかりしていただけたらよかったかなと、認識したから聞いたのですけれども、しっかりやっていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

先ほども財務課長申し上げましたとおり、やはり皆さんへのこうした情報の提示がなかったということはおわび申し上げたいと思います。今後は、やはり今、先ほど申し上げました、今後、工事を進めていって、何か出てしまったような場合には、また、情報提供のほうはしっかりと差し上げたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑よろしいですか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。さっき同僚議員の質問の中で、図面で分からなかったのかというのがあったと思うのですけれども、そうしたら、町からの回答ですと、図面にはアスベストのことは記載されていなかった。これからも出てくるかもしれないという、図面で、とにかくアスベストのことは全て記載がなかったのかどうかというのと。そんなに甘いチェックだったのかというか、普通だったら、アスベストなどというのは、非常に重要な材料の一つだと思うので、チェックポイントではないかと思うのが普通だと思います。それなのに、図面に記載がなかったから分からなかったと。私の思い

は、図面上できちんと記載があって、その図面どおりに建築をするというのが、建築物を造る時の流れというか、ルールではないかと思うのですけれども、今後例えば、役場もいろいろなところで建築物を造ることがあると思うのですが、このような甘いチェックというか、管理にしているというのは、それ自体が問題だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。図面に記載がなかったというところで、記載がなかったというところは、そのとおり大変申し訳なく、現在に至っていると思います。今後はその辺の管理はきちんとしていきたいと考えてございます。現実には記載がなかったというところで、このような結果が出ているというところを認識したいと考えてございます。今後は注意を払って、管理を徹底していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

補足をさせていただきます。旧庁舎を建設当時は、昭和40年代の話ですから、その時点では、使われている建材というのは、合法的、もちろん違法なものを使っているわけではございませんから、その時点では、合法でしたので、一般的に広く使われているもの、すぐれているというものを採用していますから、その当時にアスベストの認識があったかと言われれば、それはなかったと思いますので、当然、その時点で、そのアスベストが含有していたかどうかを図面に残す。これはちょっと厳しい注文かなと思ってございます。

例えば、この庁舎も、今、使われている建材は、今、全然もちろん合格しているものを使っていますけれども、これが将来にわたって、絶対大丈夫かと言われれば、30年後には、もしかしたら、この材質は駄目だったみたいな話があるかも、そういう話でございますので、当初、建設の時に、どうしてチェックできなかったのかというのは、そういう理由で、当時は合法のものであったということで御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

課長の答弁はよく分かりましたけれども、今の部長の答弁の中で、その当時は、大丈夫だったという、時代が違うと、途中で法律が変わった。確かにそうだと思いますけれども、さっき同僚議員が、簡単にインターネットで、この材料には、アスベストが含まれているとか、含まれていないというのが分かるのですね、今の時代。私も調

べました。そういう面で見ると、何を使っているかという、要するにアスベストが違法か合法かというよりも、何を使っている、何の材料を使ったというのまで掲載がないというのは、それでもしそれが掲載があれば、今でもアスベストが含まれているかどうかというのは分かるのでは分かるのではないかというのが、素人の判断ですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。要するに使われている材料の名前も掲載がなかったのかどうなのか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

そういう意味でいけば、2月の調査の時点で、調査会社さんと、調査会社さんはもちろんアスベストに関してはプロですから、例えば、こういう材質のものだよというのが分かれば、これは含まれている、含まれていないというのは、多分判断できたと思います。その調査会社さんでも、内壁の部分について、はっきり分からなかったということは、図面に、そこまでの記載はなかったということになりますので、当時の話ですけれども、不足していたという部分は、今となっては否めないかなということはあると思います。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑、よろしいですか。

8番、山本議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

この件に関しては、同僚議員もいろいろな質問をされまして、町民の皆さんから見れば、新庁舎建設時にも、何回か変更がありました。既にその時点で不審を持たれている方もおられましたし、そのような中で、今度は旧庁舎の解体についても、そもそもプロポーザルで、応募が1社というのも不自然だという声も上がっていました。また、さらに変更があると分かった時には、かなり疑惑を持たれる方も多いのが一般の町民の皆さんは、そういう感覚に思うと思います。

今回の変更が、大気汚染防止法を遵守するためという理由であれば、それを止めるというわけにはいかないと思いますけれども、このような変更をただ、そうですか、そうですかということで聞いていたら、議員の役割は、責任が問われるのではないかというふうに私は思っています。

そういう面でいうと、先ほど町長は、同僚議員の質問の中で、責任を取らなければいけないと思っているし、申し訳ないと思っているという発言もありましたけれども、このような状況になったことについて、この議案の提案者である町長は、どういうふうに受け止めて、今後、どういう対応をされていくのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

結果責任を先ほど話していましたが、それとともに、今、山本議員が言われたように、疑惑を持たれているようなことは、町民の中に話があるというのは、私も初めて今、その情報的には聞きましたけれども、決してそんなことは一切ありませんので、それはきちんと手続を取りながら、プロポーザルはそうですし、そういうふうなことの公募をきちんとやった中で、結果的に1社しかなかったということで、そういう点の疑惑においては、きちんと町民の皆さんには否定をしておいてほしいなというふうに思います。

これからも様々な公共の中で事業を進めていく中で、きちんと公平性というものは担保しながら、様々な事業を進めていくというのは、すごく大事なことになる。結果的に、このような大きな変更契約になってしまうこともあるということで、それはやはり我々の事前の手続でまた、そういう手順が不足した部分があるのかもしれませんが、今後そういうことがないようにきちんと精査をしながら、事業を実行したり、工事の発注をしたりということにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今、きちんとした手順を踏んでやっているの、そういう誤解については、説明しておいてほしいという発言がありましたけれども、ほしいと、もちろん私も言うべきことは言いますが、どちらかというと、先ほど同僚議員からもいろいろ出ていましたけれども、きちんと町民の皆さんに対する説明が不足しているのではないかと。そういう面では、ほしいと議員のほうに求めるのではなくて、自らきちんと町長のほうで説明責任を果たしていただきたいなと、そういうふうに私は思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

答弁よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第52号 工事請負変更契約の締結について（開成町庁舎解体及び跡地整備工事）、この原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。

（賛 成 多 数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。
採決の結果、賛成多数によって、可決しました。